

第 1 0 回  
水戸家庭裁判所委員会  
平成 1 9 年 1 1 月 1 5 日 ( 木 )

出席者 別紙「出席者名簿」のとおり

【開会宣言】

事務局

鷲田委員が所用により欠席

【所長あいさつ】

水戸家庭裁判所長

第10回水戸家庭裁判所委員会の開催に当たり、水戸家庭裁判所の所長として、一言ごあいさつ申し上げます。

委員各位におかれましては、本日は大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。また、委員をお引き受けいただきましたことに対しても、重ねて御礼申し上げます。

ここで、少し、家庭裁判所委員会についてお話しをさせていただきます。家庭裁判所委員会は、昭和24年に家庭裁判所が発足いたしました当時から、地域とのつながりを深めるなどの観点から設置されており、毎年、委員会が開催されて参りました。しかし、近年この形骸化がささやかれるようになっておりました。

ちょうどこのような折り、我が国における司法制度の在り方を見直そうという司法制度改革の波が起りましたが、その司法制度改革審議会の意見書の中に「裁判所の運営について、広く国民の意見等を反映することが可能となるような仕組みを導入すべきである」との意見が盛り込まれていました。そこで、最高裁判所は、この趣旨に則り、平成15年に、裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるための機関を設置することとしました。このようにして、地方裁判所に新たに地方裁判所委員会が設置されることとされましたが、家庭裁判所には、既に家庭裁判所委員会がありましたので、これを衣替えして新しい家庭裁判所委員会として再発足させることになりました。そこで、水戸家庭裁判所でも、これを受け、平成15年8月1日に新しい「水戸家庭裁判所委員会」を設置することとなったものです。

新しい家庭裁判所委員会は、今まで以上に広く国民のニーズを把握して、その意見を家庭裁判所の運営に反映させるべく、裁判所の諮問に応ずるだけでなく、広く各委員の御意見を伺うことを目的としています。この目的にかなうべく、新水戸家庭裁判所委員会は、今日までに10回開催され、大変貴重な御意見をいただいて参りました。例えば、これまでの委員会において、少年審判について「被害の実態や被害者の心情等を少年に理解させる必要がある」との御意見を頂戴し、万引き等を犯した少年について「再非行防止教室(通称、万引き講習)」との名称で、被害者であるスーパーマーケットの経営者などを講師としてお迎えしてお話しいただく方式による指導を取り入れることとしました。また、離婚調停について「親の離婚によって蒙る子どもの心情等に配慮すべきである」との御意見を

頂戴し、調停利用者向けに「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」と題するDVDを利用したセミナーを実施することとしました。

これら御意見は、委員の皆様方が日ごろから国民の視点で疑問に感じておられることを御提言いただいたものであり、まさに、家庭裁判所委員会を設けた目的にマッチするものと考えています。

平成15年に発足しました新たな家庭裁判所委員会も既に4年が経過し、第1期の委員を務めていただいた大部分の委員におかれては、任期満了により御退任されました。これにより、私も含めて10名の方々に、新たに委員に加わっていただきましたので、本委員会の構成も大幅に変わるようになります。

これを機に、新たな視点で御意見を頂戴できるものと期待していますので、本委員会では、御自身の日ごろの御経験や御専門とのかかわりの中で、家庭裁判所に対してお感じになり、お考えになっておられることを率直に述べていただければ幸いです。水戸家庭裁判所としましても、皆様方からいただきました御意見を今後の裁判所の運営に最大限に活かしていく所存です。

以上、甚だ簡単ではありますが、新たなメンバーをお迎えしての初めての委員会のごあいさつに代えさせていただきます。今後とも、よろしく願いいたします。

#### 【委員長の互選】

##### 事務局

それでは、議事に入ります。まず、委員長を選任いただきたいと思います。これまで委員長を務めていました雨宮前水戸家庭裁判所長が退官したことに伴いまして、委員長が空席になっていますので、家庭裁判所委員会規則第6条第3項により、委員長代理に議事を進めていただきます。

##### 委員長代理

家庭裁判所委員会規則第6条第1項によりますと、「委員会には委員長を置き、当該委員会委員の互選により選任する。」と定められていますので、これより委員長を決めたいと思います。どなたか委員長になってみたいという方いらっしゃいますか、あるいは推薦はございますか。

##### 委員

事務局に一任したいと思います。

##### 委員長代理

「事務局に一任」との声がありました。従前も水戸家庭裁判所長が委員長をしていましたので、今回も佗所長に委員長をお願いしたいと思いますのですが、いかがですか。

〔「異議なし」の声あり〕

【委員長代理の指名】

委員長

力不足ではございますが、精一杯、家庭裁判所委員会の目的に沿うように努力したいと思っておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

それでは、議事を進めます。家庭裁判所委員会規則第6条第3項に「委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。」という規定があります。その委員長代理を決めておくことが必要になりますが、委員長が代わりましたので、改めて委員長代理を決めさせていただきます。先ほど、委員長代理として議事の進行をしました岡口委員に委員長代理をお願いしたいと思っています。皆様、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声及び拍手あり〕

委員長

ありがとうございました。

【運営に関する決定事項の確認】

委員長

議事の運営に関する決定事項の確認等を幾つかさせていただきます。従前決まっていたもので、新たに決めていただく必要は特にないかと考えていますので、一つずつ御意見を伺っていきます。

一つ目は、招集手続と開催頻度の問題です。委員会の招集手続ですが、家庭裁判所委員会規則第6条2第項に「委員長は会務を総理し、委員会を代表する。」という規定があります。従前、会務の一環として、委員長が本委員会を招集していました。今後も、委員長から招集させていただくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長

次に、委員会の開催頻度ですが、これも従前、年に2回、5月と11月のそれぞれ第3木曜日に開催してきました。また、必要があるときには、随時開催することになっていました。今後も、こういった頻度で開催したいと思いますが、これもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長

ありがとうございます。では、招集手続と開催頻度は、従前のとおりということでお願いいたします。

次に、議事の公開、それから議事録の作成と公開の問題です。まず、議事の公開ですが、これまで、委員間の自由な意見交換を阻害するおそれがあるということで、原則非公開という形になっていました。その代わりに議事録を作成し、裁判所のホームページで公開することになっていました。ホームページに登載するに当たっては、出席された委員の名前は公表しますが、発言者名については仮名処理することとしていました。また、マスコミなどから公開の申入れがあった場合には、その都度検討することになっていました。今後この方針でいきたいと思いますが、これもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長

ありがとうございます。

最後に、定足数の問題ですが、家庭裁判所委員会は、家庭裁判所の運営について広く国民の皆様の御意見をお聞きすることを目的としていますので、原則として、委員会で議決する場面は想定されていません。

したがって、特に定足数は決めていませんので、仮に出席される委員が過半数に達しない場合でも、委員会を開催することにしていますが、これも従前のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長

ありがとうございました。

【家庭裁判所のあらまし】

佃委員長

「家庭裁判所のあらまし」ということで、御案内、御説明をさせていただきます。家庭裁判所が一体何をやっているのか、どういう事件を扱っているのかということ、大きく申し上げて、家事事件と少年事件を取り扱っています。家事事件については、夫婦関係や親子関係の調停、遺産分割などの審判といったことをやっています。それから、非行少年について、その処分を決めるという少年審判を行っています。

本日は、家事事件のうち離婚調停と成年後見事件を、その後で少年事件の順に、事務局

から説明させていただきます。

## 事務局

### 《家事調停について》

家事調停は、夫婦や親子などについての紛争を調停委員会が当事者双方から話をじっくり聞いて、適切な合意をあっせんすることによって、紛争の自主的解決を図るということは皆さんご存じかと思います。これが、現実になんかふうに行われているかということの説明します。

家事調停で扱う紛争には、どういうものがあるのだろうかということをしらべてみました。調停事件は、全体の約45%を離婚調停が占めています。夫婦間にある問題をじっくり聞いて、離婚後の生活、子供の問題、養育費、財産分与等の経済的な問題を当事者に慎重に尋ねながら、また当事者の意向を把握しながら、解決策を模索していきます。そして、裁判所が紛争を解決していく中で最も胸を痛めるのが子供を巡る問題です。子供の親権者、監護権者を争う、具体的に言えば、だれが子供を引き取って、だれが面倒を見るのかということ、それに加えて、養育費の争いも深刻です。そして、別れた親子が交流を求める面接交渉の問題もあります。その他に、遺産分割、親族間の紛争、兄弟げんか、おい、めい、おじさんの紛争なども家庭裁判所の調停の中で取り扱っています。

調停には、裁判官、調停委員、書記官に加えて、家庭裁判所調査官と医務室技官が係わっています。家庭裁判所調査官は、心理学等のいわゆる人間関係諸科学の専門家ということで、専門的知識や技法を活用して機動的な調査をしています。「機動的な」というのは、家庭訪問や学校での調査などを行っているということです。また、調停に立ち会って、調停委員会に対して、事例の問題性や紛争解決の見通しに関する意見を述べたりもしています。更に、当庁には、医務室の技官として、精神科の医師と看護師が配置されています。精神的な問題を抱えた当事者、何らかの理由で精神的に不安定になっている当事者について診断等を行うことによって、調停委員会の援助をしています。

離婚調停の申立ての動機、つまり申立人がどのように考えて調停を利用しているかですが、一番多いのは「性格が合わない」との理由によるものです。全部の申立て3,656件のうち、約800件近くを占め、断トツの1位です。その次が「暴力を振るう」、「異性関係」、「精神的に虐待する」と続いています。

この中で、暴力や精神虐待については、非常に難しいものがあるのではないかと考えています。DVという用語が定着する以前には、家庭裁判所では、家庭内暴力には「夫婦間暴力」という言葉を使っていました。当時は、アルコール依存症に近いような者が暴力を振るって、家庭裁判所に申立てられることが大きな問題でしたが、今はDVの関係が問題になっています。DVの関係では、地方裁判所で接近禁止命令が出たものが、離婚という形で調停に来ることもあります。これ以外にも、夫となる当事者が調停の席上において、かっとしたから暴力を振るったとか、ばかにされたからとか、自分の携帯電話を奥さんが

のぞいたからとか、自分の言うことを聞かないから、ひどいものになると、妻をしつけるために暴力を振るったという者がいます。当事者の中には「何で暴力を振るって悪いんだ。そんなに責められることか」という気持ちを持っている者がいます。暴力を振るわれる奥さんは何となく自信がなさそうで、夫の暴力も何となく認めてしまい、どうしていいか分からなくなっている。体には当然あざがあつたりするが、なかなか暴力の呪縛から逃げ切れないということがあるようです。男性ばかりが暴力を振るっているのではなくて、逆に女性の暴力も結構ひどいものがあります。

そして、こういうDV事例は、必ず子供への暴力があるということを調停の中では考えなくてはなりません。調停委員は、慎重にそういうことを見ながら、子供への影響がないように配慮しています。家庭裁判所では、少年事件も取り扱っていますが、重大事件の中には、幼少期に少年たちが親から暴力を受けた、いわゆる虐待を体験したという事例が多くあります。そういった観点からも、慎重に調停を進めていかなければならないと考えています。

また、精神的な問題を抱えて、精神的に不安になっている者もいます。長年ストレスを抱えていると、気力の限界というか、うつ的な症状を有している者がいます。夫婦の問題ですから、どこかに嫉妬のようなものがあって、ずっと嫉妬を続けるというのは、かなり気力の要るものです。そのために疲れて、正常な判断がなかなかできなくなっている者がいますので、調停委員には、粘り強く、当事者がリラックスして話ができるように、また、問題を冷静に見つめることができるように、働きかけをしていただいています。家庭裁判所調査官は、側面から援助はしていますが、当事者は敏感なものでして、専門家面をしますと、「そんな言い方をしたら、私の本当の気持ちは分からないでしょう」と切られることもあります。調停委員のように、当事者の気持ちに合わせてじっくり話を聞くというのが当事者の心に響くということがあるようです。

子供を巡る紛争には、特に慎重な姿勢で臨んでいます。表に出てくる言葉は、「おれが子供を育てる」、「親権者になりたい」、「別れても子供に会いたい」と言いながらも、この言葉の中には、「じいちゃんが育てたいと言っているから子供を欲しい」、「養育料を払いたくない」という考えの人がいます。離婚紛争を解決し離婚後も親として協力して子育てをするという方法として面接交渉の取り決めをします。面接交渉の方法には、調停期日前に当事者が自主的に面接をさせる。そして、調停期日に、その報告をして、今後離婚してもうまく面接できますよという報告をさせたり、調停期日に子供を連れてきてもらって、調停の席上で子供に会ってもらうこともあります。この他に、家庭裁判所調査官が試行的面接交渉を行うこともあります。不信感のかたまりのような当事者間で、相手方に子供を会わせたら、「子供に悪口を言うのではないか」、「自分の養育の仕方がうまくいなくなる」ということを考えるようになるので、この不信感を取り除くために、本当にうまくいくかどうかということを確認するために試行的な面接を行うことがあります。これを試行的面接交渉といいます。そのためには、家庭裁判所調査官が子供の状況を確認したり、子

供の意向を聞いたりして、本当に子供の側からも気持ちよく親子の交流，面接ができるかという確認をしています。この試行的面接は，裁判所にある児童室で行っています。児童室には，ワンサイドミラーという観察室があって，その中で親子の交流がうまくいっているのかどうか，うまくいなくて，面接交渉をするような資格がない親なのかということを観察して決定しています。うまくいかないものについては，面接交渉するのをやめるように指導することもあります。

調停事件の結果のうち，調停が成立している割合は48%です。これに，調停が整わないとして不成立になったものを加えますと，全体の8割が裁判所の判断を経た上で紛争を終了させていることとなります。これに対して，ADRは100%の成立率を目指されるのだらうと思いますので，私どももますます能力を磨いて，国民の皆さんの調停に対する期待を満足させるよう，成立率を高め，妥当な紛争解決に寄与していきたいと考えているところです。

#### 《成年後見制度について》

##### 事務局

新しい成年後見制度は，平成12年4月に施行されました。この制度は，判断能力の不十分な認知症の高齢者，知的障害者，精神障害者等を保護する制度です。高齢化社会への対応及び知的障害者，精神障害者等に対する福祉の充実の観点から，自己決定の尊重，残存能力の活用，ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を旨とし，柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度の構築を目指しているものです。平成18年4月から平成19年3月までの申立件数は3万2629件で，前年度の55%増であり，今後も高齢化社会の進展に伴って申立件数は増加するものと思われます。

介護保険法の改正で設置された地域包括支援センターの業務には，成年後見制度利用支援事業として，成年後見制度の円滑な利用の促進，成年後見制度の説明，申立ての支援等を行い，市町村からの申立てを促進する役割も担っています。茨城県では，平成19年8月現在で52箇所の地域包括支援センターが設置されています。

家庭裁判所では，受付窓口で手続説明用ビデオを備えていて，成年後見制度，家庭裁判所における手続，後見人の仕事と後見監督等について，手続相談や申立てのために来庁された方にビデオを見てもらい，成年後見制度についての理解を深めて貰っています。

手続の流れを説明しますと，まず，申立書を出していただく必要があります。申立書，申立手数料，登記印紙，郵便切手のほか，戸籍謄本や住民票などを提出してもらいます。申立書に記載されている申立ての理由には，福祉サービスを受けたい，家を売りたい，遺産分割をするため，施設に入るためなどがあります。申立書が受理されると，審判手続が始まります。審判手続では，申立理由や資産の有無等により，必要に応じて裁判官が審問期日で申立人，候補者に対し事情を聴いたり，家庭裁判所調査官による調査を行うことがあります。その他，参与員による予備審問を行うなどして，裁判官が後見人を選任するこ

とが相当と判断されれば、後見人選任の審判を行います。審判が確定した後は、成年後見人に対して裁判所による監督が始まります。

この制度の利用を促し、制度の信頼を高めるためには、利用者からのニーズをできるだけ叶えることが必要だと考えています。利用者のニーズは、簡単な申立手続で、利用しやすく、迅速に後見人選任の審判が出されることにあると思われます。そのために裁判所では、申立書や提出書類の簡略化や審判手続の迅速化を検討してきました。その一方で、手続が簡略されることに伴って不正行為が発生しないよう、防止の方策も検討しております。水戸家庭裁判所では、提出書類の簡略化や、審判手続の迅速化を検討しているところです。

本日は、その中から審判手続の迅速化の工夫例について説明させていただきます。水戸家庭裁判所では、申立てられた事件の申立理由や被後見人の資産状況によって、その事件の審判手続に参与員を活用するという集中処理（審理）方式を取り入れています。今年の9月から行っているものですが、集中処理（審理）方式とは、申立てられた事件について家庭裁判所調査官によるインタビューを行った上で、裁判官の指示に基づいて審理手続の選別及び振り分けを行います。参与員を活用できる事件とされたものについては、書面審理事案、集中予備審問事案に振り分け、参与員が書面審査、当事者を予備審問した結果を裁判官に報告し、その報告を参考にして、裁判官が選任相当と認めた事件については、当日に後見人選任の審判を行い、迅速な処理をしています。なお、裁判官が後見人を選任するのが相当か否かを判断するまでの時間を利用して、申立人や後見人候補者を対象とした説明会を実施しています。この説明会では、後見人の職務と責任、特に被後見人の財産管理について十分に理解して貰えるようにしています。まだ9月と10月の2回しか開かれていませんが、ビデオ等を利用して視角に訴えることにしていますので、理解が深まったのではないかと考えています。以上が、水戸家庭裁判所において、工夫して取り組んでいる方法です。

日本では認知症患者が170万人に達していますが、現在の申立件数からすると成年後見制度を利用すべき人の多くが、利用するに至っていないのが実情です。他にも、障害者自立支援法の施行に伴い、施設との間で契約を結ぶ必要から申し立てるケースも増えています。利用しやすい成年後見制度にするためには、裁判所も申立手続や審判手続の改善、改良をしていきますが、認知症の高齢者や障害者を保護するため申立てを支援、援助する地域包括支援センター等の関係機関の支援事業の促進も不可欠なものになるのではないかと考えています。なお、申立てが増えれば、それだけ不正事案も増える可能性が多くなります。秋田や青森の裁判所で、後見人が被後見人の財産を着服したという業務上横領事件の判決が出ていますが、これなどは、後見人として適格でない親族が後見人に選任された事例によるものです。不正を防止するためには、親族以外の弁護士、司法書士、社会福祉士等の第三者による成年後見人や後見人を監督する成年後見監督人を選任することも課題となります。

先程説明したように、日本では認知症患者が170万人に達しており、専門家だけでは

応じきれない可能性があります。世田谷区では、区民成年後見人の育成なども行っているようです。これからは、地域自治体やNPO団体等の支援態勢を整える必要に迫られるかと思われます。裁判所としては、事案の内容に応じた後見監督態勢の充実を図り、もって不正行為を防止すべく、関係機関と協力していく方策を検討しているところです。

## 《少年事件について》

### 事務局

非行少年の立ち直りを援助するという観点から説明させていただきます。

皆さん、少年法という法律をご存じでしょうか。最近、改正問題で脚光を浴びているのですが、その第1条に目的が掲げてありまして、「少年の健全な育成を期して非行少年の生活の矯正、環境の調整に関する保護処分を行う」ということが書かれています。この健全育成というのが家庭裁判所のテーマとなっており、非行のある少年を早期に発見して、早期に処遇をして、なるべく早く健全な社会生活に復帰させるという視点で、非行少年に接してきているところです。

そういう観点から、少年法では全件送致主義が採られ、警察が捜査を遂げた事件は、大人のように微罪処分として終わらせるのではなく、どんな小さな事件でも、一応家庭裁判所に送ってきて、問題がないかどうかを審理するとされています。また、職権主義が採られ、非行原因等を科学的に解明するために、家庭裁判所調査官や医務室技官が配置されています。

更に、個別性、非公開主義というものがあります。個別性というのは、その少年に応じた処遇をしていくということです。事件が発生し、警察、検察が捜査した上で、家庭裁判所に少年を送致してきます。家庭裁判所が事件を受理し、身柄事件であれば観護措置という手続をとって少年を鑑別所に収容することになります。概ね4週間鑑別所に収容して、心神の鑑別をしていただくことになります。その間に、家庭裁判所調査官が少年の資質、家庭や学校等の環境的な条件を調べるとともに、非行原因や非行動機を解明していくことになります。これらの調査結果を全体的に見て、この少年を再び非行に走らせないためにはどういうふうにしたらいいかということを考えて処遇をし、処分のための意見を出すということをしています。そのために、学校の先生、雇主、保護者等からいろいろな情報をいただくこともあります。鑑別所に入っている少年については、鑑別所の鑑別結果通知書を参考にします。それらを総合したものを少年調査票という形にして、裁判官に報告しています。

裁判官は、審判という形で、その少年の処遇を決めることになります。審判をするに当たっては、今すぐに決め切れないものについては、その少年を試験観察という一定期間少年の立ち直り状況等を観察する中間的な審判をすることもあります。最終処分について、その審判結果、不処分、知事又は児童相談所長送致、保護処分、検察官送致という処分を受けます。また、審判まで行かないで調査官の段階で終了させる審判不開始という処分も

あります。

今からビデオを見て、少年審判の雰囲気だけでも感じていただきたいと思います。この事例は、恐喝をして家庭裁判所に身柄付きで送致され、いわゆる観護措置をとられた事件の審判を再現したものです。観護措置の審判、被害者の母親からの意見聴取、そして、家庭裁判所調査官の調査を経て、第1回審判が開かれ、試験観察に付すという3つの審判場面をご覧くださいと思います。

〔ビデオ上映〕

いかがでしたでしょうか。少年審判は、和やかな雰囲気で行うとされていることから、報道等を見ていますと、いいかげんにやっているのではないかという印象を持たれる方が多いのですが、結構厳しくやっているつもりでいます。厳しくやっているということを皆さん方に知っていただければと思いました。かなり難しい事件もございますが、家庭裁判所には、いわゆる軽微な事件も送致されますので、そのバランスをいかにとるかということが課題になっています。

家庭裁判所に送致される少年事件で、一番多いのが窃盗です。次に多いのが横領ですが、これは、少年については微罪処分を検察庁でやらないので、駅前に置いてある放置自転車を取り出すなどの自転車盗が多く占めております。この他に、少年特有の事件として、器物損壊や住居侵入が多くなっています。粗暴犯、いわゆる暴力、傷害は5%程度で、凶悪犯は1%という程度です。

交通事件を除く事件の処分の結果ですが、審判不開始が半数以上を占めています。これには、万引きなどの軽微な事件が半数を占める結果となっています。次に多いのが不処分になります。不処分とは、裁判官が審判を開いて、保護観察を行う事件のことです。不処分というのは、処分しないという意味ではありません。保護観察、自立支援施設送致、少年院送致をまとめて保護処分と呼んでいるのに対し、裁判官が審判を開いたけれども、保護処分をするほどのことではないと判断し、厳しく説諭をして、今後非行に走らないように手当てをしたことを不処分と呼んでいるのです。審判不開始が多くて、少年院送致が非常に少ないからかなり手を抜いているのではないかという批判を受け、家庭裁判所の処分は甘いと言われるそうですが、そのような指摘については、このような実情を御理解いただければお分かりいただけるものと思います。

水戸家庭裁判所では、多くの保護的措置を取り入れています。再非行防止講習、万引きや粗暴犯に対する講習、交通講習、自発参加型社会奉仕活動、親子合宿、社会奉仕活動、保護者会と言われているものを行っています。

まず、交通講習、再非行防止講習、粗暴講習についてですが、軽微事件の少年たちは、これまでに余り指導を受けてないことが多い上、自分の気持ちを的確にしゃべれず「別に」とか、「キレル」とか、非常に簡単な言葉で会話をしていますから、自分のことをしっかり考えることができません。自分のことが分からない人が被害者の心なんか分かるはずがありません。被害者はこういうことを考えているんだよということを教えたり、非行原因

を振り返るワークをしてみたり、怒りをコントロールするワークをして、そう、自分にはこういう欠点があったのだということ気付かせるという働きかけもしております。

自発参加型社会奉仕活動については、各市にある福祉協議会の協力をいただいて、老人ホーム、知的障害者の通所施設などにボランティアに行かせたり、フリーマーケットの手伝いをさせたり、駅前や海岸の清掃をさせたりしています。フリーマーケットとか駅前や海岸清掃が何の役に立つのだらうとお思いになるかもしれませんが、ごみを拾うというのは腰をかがめる、腰をかがめれば、そこを通行している人たちを下から眺められる。視点が違うと新しいものが発見できる。そうすると、ぼいぼいごみを投げていた自分の昔の姿を顧みて、これではまずいということに気付くのではないかと、そういう形で自発参加型の社会奉仕活動を積極的に取り入れているところです。

在宅試験観察の中において、社会奉仕活動として、乳児院に行かせています。小さな子供たちに影響があることなので、なかなか協力が得られないのですが、特別に家庭裁判所からお願いして、少年を受け入れてもらっています。小さい子供たちがいろいろな不幸なものを背負いながらも頑張っている、それに引き換え、恵まれた少年たちの情けなさよということを実感させるとともに、命の大切さ、尊さを実感させるという指導をしています。

最近、親子の関係がうまくいかない、親が保護力とか養育力を発揮していない状況にあることを捉えて、親子の関係を修復し、保護者の保護能力の向上を図るためにいろいろな取組みをしています。その代表的なものが保護者会です。ここでは、保護者同士が話し合い、自分の欠点を他の保護者から教えてもらうといった活動をしています。また、ピスターリさとみという自然に囲まれた場所で、親子一緒に作業をして、話し合っ、父親の存在感を身近に感じ、そこで小さな話し合いが大きな親子関係の修復の第一歩になるように働きかけをしているところです。これを親子学習と呼んでいます。

試験観察の一つに、身柄付き補導委託というものがあります。最近では、家庭はあるのだけれども、家庭の温かさを知らないという少年が多く存在します。親子で話し合う状況、親が子供を見つめる、子供が親を見つめることができない家庭にいる子供たちを、篤志家に預けて、家族的な付き合いをしたり、仕事をしたり、そして社会人としての規則正しい生活をすることによって大きく更生を図る働きかけをしています。委員各位におかれては、篤志家の方がいらしたら是非御紹介いただいて、少年補導の一助をいただければ幸いです。

最後になりますが、最近、少年法の改正が話題になっています。平成12年に改正された少年法では、被害者への配慮、保護者への指導等が盛り込まれました。つい先日、改正された少年法では、佐世保の事件で小学生が同級生を殺したという事件等を受け、12歳以上の少年であれば、少年院に收容して矯正教育を行った場合がいいこともあるのではないかと、少年院送致年齢を引き下げる改正が行われました。また、この改正では、14歳未満の少年に対する警察の調査権、保護観察中の遵守事項を守らなかった場合の措置も盛り込まれました。

委員長

非常に駆け足でしたが、家庭裁判所で扱っている調停事件、成年後見事件、少年事件の3本について「家庭裁判所のあらまし」ということで説明させていただきました。御質問や御意見があれば伺いたいと思います。

委員

成年後見のところで説明があった地域包括支援センターは、もう動き出しているのかどうか。それから県内で何箇所ぐらい、どこにあるのかを伺いたいと思います。

事務局

地域包括支援センターは県の管轄になりますが、県内52箇所にあると聞いています。

#### 【次回期日及びテーマ】

委員長

今回は、5月の第3木曜日である平成20年5月15日になりますので、委員各位には予定いただくようお願いします。

今回のテーマについて、何か御意見や御希望はありますでしょうか。

委員

最近、調停が非常に使いづらいといった声を挙げる方がいます。特に家事調停なのですが、利用しやすい制度に向けて、もう少し何か工夫できるのではないかなどについて、皆さんの御意見を伺ったらいかがでしょうか。

委員長

私のごあいさつの中で申し上げたとおり、調停に関するものとして、別れるときに子供のことをどういうふうにか考えるべきかという内容のDVDがあり、これに出ている子供の演技が非常にうまいのです。見ていると目がうるうるしてくるというもので、そういったものをご覧いただいた上で、裁判所から検討していることに関して説明申し上げ、委員各位から御意見をいただく、そのようなイメージでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長

ありがとうございました。内容などを詰めた上で、委員各位に御案内させていただくこととします。

これで議事を終了させていただきます。

(別紙)

第10回水戸家庭裁判所委員会出席者名簿

1 委員(五十音順 敬称略)

(1) 学識経験者

石渡産婦人科病院副院長	石 渡 千恵子
茨城少年友の会理事	内 田 久美子
不動産業	勝 田 達 也
茨城大学教育学部准教授	正 保 春 彦
水戸家庭裁判所家事調停委員	鈴 木 通 子
NPO法人ピスターリさとみ会理事	長 山 隆 一
株式会社茨城放送常務取締役	橋 本 利 雄
保護司	八木岡 努
社会福祉法人北友会理事 兼特別養護老人ホーム渡里すずらん苑施設長	矢野倉 栄
NPO法人ままとーん代表理事	鷲 田 美 加(欠席)

(2) 弁護士

茨城県弁護士会所属弁護士	五 來 則 男
同	望 月 直 美

(3) 検察官

水戸地方検察庁検事	荒 木 真 人
-----------	---------

(4) 裁判官

水戸家庭裁判所判事	岡 口 基 一
水戸家庭裁判所長	佃 浩 一

2 事務局

水戸家庭裁判所事務局長	羽 山 秀 樹
同 事務局次長	山 田 千 秋
同 首席家庭裁判所調査官	佐々木 裕 太
同 次席家庭裁判所調査官	宇 梶 俊 雄
同 次席家庭裁判所調査官	洪 谷 真理子
同 首席書記官	疋 田 秀 雄
同 事務局総務課長	畠 山 英 樹